平成３０年（フ）第３０５号
千葉県浦安市今川３丁目10番５号　アーバンハウス（201）
債務者　中條　宏道
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３０８号
千葉県市川市南大野２丁目30番17号　（グループホームフィルハート市川大野）
債務者　西崎　悦士
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３０９号
千葉県船橋市中野木１丁目１番21号
債務者　渡辺　重光
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３１７号
千葉県船橋市飯山満町３丁目109番地13　コンフォート・パレス薬園台303号
債務者　坂東　三華
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３１９号
千葉市稲毛区稲毛東５丁目17番17号
債務者　浅野　正英
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３３９号
千葉県船橋市大穴北４丁目16番32号
債務者　大髙　綺菜
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３４９号
千葉県船橋市習志野台５丁目３番13号　カーサつるや102号
債務者　小橋富美子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３５３号
千葉市美浜区幸町２丁目８番18棟108号
債務者　紅田　純代
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３７３号
千葉市緑区あすみが丘４丁目19番地19　オンフルール102号
債務者　関屋　圭子（旧姓川井）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３７７号
千葉市美浜区高洲２丁目４番１棟407号
債務者　黒木　有紀
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２８号
青森県黒石市野際３丁目70番地
債務者　武田　静佳
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第１１８号
熊本県菊池郡菊陽町花立１丁目11番３―103号　Ｎ＆ＹアベニューＣ、前住所福岡市博多区堅粕４丁目１番31―804号
債務者　伊藤さやか（旧姓笠）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４５号
青森県平川市唐竹堀合45番地１
債務者　山内　綾香
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第３１号
青森県弘前市大字城東１丁目10番地９　コーポなりた202号
債務者　亀本　弘行
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第３５号
青森県弘前市大字三世寺字鳴瀬168番地
債務者　奈良真理子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第３７号
青森県黒石市緑町１丁目77番地６
債務者　古木　優子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
青森地方裁判所弘前支部